

沖縄県放置車両確認事務の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程

発出年月日：平成17. 12. 16

文書番号：沖縄県告示856

公表範囲：全文

(目的)

第1条 この告示は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第120条第1項の規定により、県が行う放置車両確認事務（道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に規定する確認事務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加できる者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加できる者は、次に掲げる基準に該当し、一般競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者でなければならない。

- (1) 純資産又は正味財産の額が1,000万円以上の法人
- (2) 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、沖縄県公安委員会の登録を受けた法人

(登録の申請等)

第3条 前条に規定する名簿への登録を受けようとする者は、一般競争入札参加資格者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を沖縄県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に提出しなければならない。ただし、第7条の規定により登録を取り消された者で、その取り消しの日から2年を経過しないものは、登録申請をすることができない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 営業概要書（第3号様式）
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (4) 財務諸表（最近の決算報告書）
- (5) 納税証明書（事業税）
- (6) その他知事が別に定める書類

(入札参加資格者の審査等)

第4条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査及び実態調査を行い、入札参加資格の有無を決定するとともに、その結果を資格審査結果通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格があると認めた者については、これを名簿に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の日から同日以後に来る最初の登録基準年の3月末日までとする。

2 前項の登録基準年とは、平成17年の後、3年ごとに来る年とする。

(変更の届出等)

第6条 登録を受けた者は、名称若しくは商号、所在地、代表者氏名又は資本金に変更があったときは、その都度、一般競争入札参加資格者変更届（第5号様式）を遅滞なく知事に届けなければならない。この場合において、当該変更事項を証明する書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により届出を受けたときは、必要に応じ調査を行い、名簿を訂正するものとする。

(登録の取消し)

第7条 知事は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知するものとする。

(事務処理)

第8条 この告示に関する事務は、交通指導課において処理するものとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。）附則第1条第4号に規定する政令で定める日の前日までの間、第1条、第2条及び第4号様式中「道路交通法」とあるのは「改正道路交通法第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

様式等省略